

貧困・格差拡大社会における生活保護施設の役割

その3. 「宿所提供施設」の現状と課題

元・十文字学園女子大学 伊藤わらび(000193)

野島靖子(十文字学園女子大学・006669)

キーワード：生活保護法第38条、保護施設、宿所提供施設

1. 研究目的

2008年秋の世界金融危機のあおりを受け、日本は第2次世界大戦後最悪の経済悪化状態にあると言われる。失業、解雇、倒産等により住居を失いネットカフェや野宿を余儀なくされている人々が多く発生しており、2009年1月に実施された厚労省調査によると野宿状態(ホームレス)の人の数は全国で15,759人と報告された。2011年3月に発生した東日本大震災により、貧困の拡大・深化と居住問題がさらに深刻化することが懸念される。我が国における住居問題の背景に長年の居住政策の貧困が問題をより深刻にしているといわれる。我が国における貧困・低所得者に対する居住政策は、公営住宅法 生活保護法による住宅扶助および保護施設の提供 社会福祉法が規定する第2種社会福祉事業である無料低額宿泊所、がある。は全住宅の3%を占めるに過ぎず、居住水準も良いとは言えない。生活保護法による保護施設は5種類あり、2008年度の総数は300か所である。は無届の民間宿泊所が貧困ビジネスとして急増しており、中には貧困者や路上生活者を食い物にしているものも見られる。本研究においては、生活保護法における、「宿所提供施設」の実態を把握し、その現状と課題について考察する。なお、本研究は、「救護施設」(2008年)、「更生施設」(2011)と並び保護施設の継続研究である。

2. 研究の視点および方法

「宿所提供施設」は生活保護法第38条に規定された5種類の保護施設の一つである。同条第6項に「宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。」とされている。2008年度現在10か所あり、そのうち5か所は東京都内に設置されている。同施設の設備と運営については、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」(1966年制定)の第5章第28条~33条において規模、設備の基準、職員の配置の基準、居室の利用世帯、生活相談等が規定されている。本研究においては、これらの規定の実態を始め、利用者の実情と変容、自立支援の実施、職員の資格等、最低基準について、職員の意識や将来の展望などについてアンケート調査を実施した。調査の実施に先立ち、職員が常駐していない1か所を除き

全国9か所の宿所提供施設を訪問し実際に学んだ。調査時期は2009年8月で2008年度末現在の回答とした。調査客体数10、回収客体数9、回収率90.0%であった。

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果公表の全般にあたり、日本社会福祉学会「研究倫理指針」第1総則及び第2指針内容の各号について遵守した。特に調査結果の公表に当たっては調査対象の匿名性に配慮した。

4. 研究結果

回答のあった9施設のうち、公設民営5か所、民設民営4か所である。設立後の経過年数は最大値で55年10か月、最小値で6年、平均36年11か月であった。東京都は1953年に本施設を更生施設に併設する形で設置し始めた。1965年生活保護行政の都から区への移管に伴い所在区に移管された。2年後に施設所在地の区から特別区人事・厚生事務組合(現在社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団)に移管された。9施設の定員合計は288世帯676人で、在所者合計は259世帯428人である。世帯定員では89.9%、人員定員では63.3%の利用率である。利用者の男女比は男性189人44.2%、女性239人55.8%で女性の利用者が多い。利用者の対象を原則男性単身者としている施設もあるが、母子家庭に特化している施設もあり、全体として女性利用者が多くなっている。9施設全体の最高年齢は89歳、最少年齢は0歳の乳児であり、平均年齢は42.6歳である。年齢の低い子どもと親の入所が多い一方、60歳以上が21.3%を占めており高齢化が見られる。全施設の平均在所期間は10.6か月で、各施設についてみると、最大値2年7か月、最小値1.2か月であった。最長在所者の在所期間は40年4か月であった。入所原因については、「夫の暴力からの逃避」が21.4%で最も多く、次いで「路上生活」14.7%、「家賃滞納」12.1%となっている。入所世帯の特性については、「女性単身」29.4%、「男性単身」27.3%、「母子」24.9%で81.6%を占めている。入所期間については、「原則3か月最大6か月」が4施設で最も多い。「1年以内」「決まっていない」「単身3か月、複数人世帯6か月」「福祉事務所の判断」等が各1施設となっている。退所先は、「アパート、借家」が66.3%で最も多く、他は「更生施設」「行先不明」「親族・知人宅」「母子・婦人保護施設」等多岐にわたっている。「最低基準」による職員配置基準は施設長の規定があるのみであるが、常勤で最大値5人、最小値2人、平均3.6人であった。55.6%の施設が「個別支援計画」を作成していた。「最低基準」の改正の必要性については、「職員の配置基準」以外は「改正する必要がない」との回答が多かった。利用者の中には重篤な心身の問題を抱えたり、高齢化のために退所や他施設への移行が不可能のために在所を認めているケースが目立つ。施設本来の目的と現実の入所者の在所理由の間に乖離がみられる。本施設が、他に行先の無い人々を受け入れているセーフティネットの役割を果たしていることが伺える。